

表VI-1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法一全国）注1）

	平成18年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2)	既設 注3)	瀬戸内 法から の移行 注4)	瀬戸内 法への 移行 注4)	廃止等 注5)	平成19年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)			
									平成18年 3月31日 現在の 設置基数	平成19年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)	
硫酸塩ハルブ（クラフトハルブ）又は亜硫酸ハルブ（サルファイトハルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	80	1	0	0	0	1	80	28	0	0	0	
カーバート法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	50	1	0	0	0	1	50	38	0	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルケル繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	19	2	0	0	0	0	21	5	0	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	6	3	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0	
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	
4-クロロホルム酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
ジメチルジメチルイソプロピルアミンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジメチルイソプロピルアミン洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	77	2	0	0	0	5	74	36	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	15	0	0	0	0	0	15	4	0	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	251	3	0	0	0	1	253	6	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,034	39	1	0	0	70	2,004	994	13(5)	14(5)	9(4)
	灰の貯留施設	816	27	1	0	0	17	827	389	0	0	0
	小計	2,850	66	2	0	0	87	2,831	1,383	13(5)	14(5)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	160	3	0	0	0	3	160	19	0	0	0	
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	53	1	0	0	0	1	53	34	0	0	0	
下水道終末処理施設	250	4	0	—	—	1	253	222	0	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	49	1	0	0	0	8	42	24	2	2	2	
合計	3,894	84	2	0	0	108	3,872	1,809	15(5)	16(5)	11(4)	

注1) 瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表VI-2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法一全域）^{注1)}

	平成18年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法から の移行 注4) d1	法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成19年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	18	0	0	0	0	0	18	7	0
カーボート法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロアミノ酸水素トリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジオキサジンバレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	210	2	0	0	0	1	211	82	0
	27	0	0	0	0	1	26	8	0
	237	2	0	0	0	2	237	90	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	14	1	0	0	0	4	11	7	0
合計	301	3	0	0	0	6	298	115	0

注1) 法に基づく届出は含まない。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表VI-3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.6	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.32ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
1.2	1	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.67ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	埼玉県
1.2	1	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.67ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	埼玉県

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
0.28	0.1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.027ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
0.13	0.1	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	京都府

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
13	1	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.0042ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
5	1	行政	改善等を口頭指導 [廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.0038ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
2.9	1	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.45ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
1.2	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.68ng-TEQ/m ³ N)。	群馬県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉 (火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
96	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.60ng-TEQ/m ³ N)。	岩手県
36	5	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	横浜市
31	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.73ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	栃木県
31	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.73ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	栃木県
17	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.7ng-TEQ/m ³ N)。	仙台市
8.1	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.30ng-TEQ/m ³ N)。	鹿児島県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
7.7	5	行政	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.31ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
6.1	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
5.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.12ng-TEQ/m ³ N)。	北海道

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
69	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.9ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
50	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
46	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.62ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
35	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山形県
31	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	沖縄県
20	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	石川県
20	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.16ng-TEQ/m ³ N)。	香川県
19	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.33ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
18	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	福岡県
18	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m ³ N)。	名古屋市
17	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(4.9ng-TEQ/m ³ N)。	香川県
15	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	三重県
15	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.45ng-TEQ/m ³ N)。	千葉市
14	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.4ng-TEQ/m ³ N)。	長崎市
13	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.2ng-TEQ/m ³ N)。	宮城県
12	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.67ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
12	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	沖縄県
12	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	沖縄県
12	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	沖縄県
11	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	北海道

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
11	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	長崎県
9.9	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	静岡県
9.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.57ng-TEQ/m ³ N)。	栃木県
8.7	5	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.7ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
8.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.30ng-TEQ/m ³ N)。	徳島県
8.2	5	設置者	口頭指導。施設使用停止継続中。	三重県
7.9	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	旭川市
7.6	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.8ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
7.1	5	設置者	改善対策実施中。施設使用停止継続中。	埼玉県
6.9	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.68ng-TEQ/m ³ N)。	福井県
6.7	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.08ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
6.1	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.1ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
6.1	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	東京都
5.8	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.65ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
5.8	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.6ng-TEQ/m ³ N)。	徳島県
5.7	5	行政	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	京都府
5.6	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山形県
5.5	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.3ng-TEQ/m ³ N)。	北海道
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	青森県
5.4	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.5ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
5.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	千葉県
5.3	5	行政	改善等を文書指導。H18.4.25施設使用廃止届出。	京都府
5.2	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.52ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
140	10	行政	改善命令。H19.1.31施設使用廃止届出。	千葉県
130	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	長崎県
86	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.9ng-TEQ/m ³ N）。	福井県
78	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.5ng-TEQ/m ³ N）。	山梨県
60	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.21ng-TEQ/m ³ N）。	長崎県
55	10	設置者	一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下（3.8ng-TEQ/m ³ N）。	熊本市
48	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（9.8ng-TEQ/m ³ N）。	静岡県
44	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.3ng-TEQ/m ³ N）。	福岡県
35	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
34	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（8.9ng-TEQ/m ³ N）。	さいたま市
33	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.8ng-TEQ/m ³ N）。	秋田県
32	10	行政	改善等を口頭指導。H19.3.23施設使用廃止届出。	埼玉県
30	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.81ng-TEQ/m ³ N）。	香川県
29	10	設置者	H18.12.22施設使用廃止届出。	札幌市
29	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.16ng-TEQ/m ³ N）。	香川県
28	10	行政	改善命令及び一時停止命令。H19.1.23施設使用廃止届出。	広島県
24	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.68ng-TEQ/m ³ N）。	福井県
24	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（9.5ng-TEQ/m ³ N）。	埼玉県
23	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（5.6ng-TEQ/m ³ N）。	香川県
23	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.48ng-TEQ/m ³ N）。	鳥取県
22	10	設置者	改善等を文書指導。。H19.3.23施設使用廃止届出。	兵庫県
22	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（7.6ng-TEQ/m ³ N）。	新潟県
22	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（6.6ng-TEQ/m ³ N）。	栃木県
21	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.1ng-TEQ/m ³ N）。	宮崎県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
18	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.95ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
18	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(5.6ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
16	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.8ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
15	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.2ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(9.7ng-TEQ/m ³ N)。	鹿児島県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(10ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
13	10	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.8ng-TEQ/m ³ N)。	高松市
13	10	設置者	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.2ng-TEQ/m ³ N)。	徳島県
13	10	設置者	改善等を口頭指導。H18.12.25施設使用廃止届出。	山口県
13	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	東京都
12	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(2.1ng-TEQ/m ³ N)。	鹿児島市
12	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	長崎県
12	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	大阪府
12	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	茨城県
12	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.18ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
12	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.015ng-TEQ/m ³ N)。	岩手県
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	名古屋市
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	長崎県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	千葉県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.2ng-TEQ/m ³ N)。	岩手県

注1)平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2)平成18年度中及び平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表VI-4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
760	10	廃棄物焼却炉にかかる廃ガス洗淨施設又は湿式集塵施設	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
33	10	廃棄物焼却炉にかかる廃ガス洗淨施設又は湿式集塵施設	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(6.3pg-TEQ/L)。	北九州市
17	10	廃棄物焼却炉に係る灰貯留施設	行政	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下(0.064pg-TEQ/L)。	福島県

注1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成18年度中及び平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表VI-5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
(大気関係・水質関係-全国)^{注)}

平成19年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		105	3
措置後の対応状況	基準達成	71	2
	対策実施中	25	1
	廃止	7	0
	休止	2	0

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の状況を取りまとめた表II-3に、それ以降の状況(平成19年6月30日まで)を反映させた。

表VI-6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係-全国)

(平成19年4月1日～平成19年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	397	11
文書指導件数	201	1
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	1
その他	6	2

注) 表III-1 (大気基準適用施設) 及び表III-3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表VI-7 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道					1					
青森県	4				1					
岩手県	2	1								
宮城県	12									
秋田県										
山形県										
福島県	6					1				
茨城県	13					2				
栃木県	8									
群馬県										
埼玉県	36	2								
千葉県	13									
東京都	3									
神奈川県		3								
新潟県	5	22								
富山県										
石川県										
福井県					1					1
山梨県	8									
長野県										
岐阜県	16									
静岡県	14	1		1	3	3	1		1	1
愛知県	5									
三重県	33	1								
滋賀県	8	7								
京都府										
大阪府	3	3								
兵庫県	14					2				
奈良県										
和歌山県	8									
鳥取県	11									
島根県	1									
岡山県										
広島県	21	4								
山口県										
徳島県		47								
香川県	3	8								
愛媛県		51								
高知県										
福岡県	15					2				
佐賀県	10									
長崎県	2									
熊本県										
大分県										
宮崎県	3	1								
鹿児島県	15	32								
沖縄県	1									
札幌市										
仙台市										
さいたま市	2									
千葉市	3									
横浜市										
川崎市										
新潟市	34					1				
静岡市										
浜松市	4									
名古屋市	1	6								
京都市										
大阪市										
堺市		7								
神戸市										
広島市	2									
北九州市										
福岡市										
函館市	1									
旭川市										
青森市	2									
秋田市										
郡山市										
いわき市	1									
宇都宮市										
川越市										
船橋市	3									
横須賀市										
相模原市										
富山市	8									
金沢市	2	2								
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市	10									
奈良市	1									
和歌山市	1									
岡山市	19	3								
倉敷市										
福山市	5									
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市										
大分市	1									
宮崎市										
鹿児島市	4									
合計	397	201	0	1	6	11	1	0	1	2

注) 表Ⅲ-5及び表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成19年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表VI-8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成19年4月1日～平成19年6月30日）

大気基準適用施設		平成19年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1) 注2)</small>		左記に計上した施設の平成19年6月30日 日までの状況 <small>注3) 注4) 注5)</small>			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		4	0	0	1	0	3
製鋼用電気炉		12	1	1	10	1	1
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	0	0	0	0	0
アルミニウム合金製造 施設 (焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉)		39	68	38	36	0	33
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	55	38	31	49	3	10
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	90	76	71	73	2	20
	2 t/h未満 <small>注6)</small>	1,497	1,073	411	1,249	101	809
	小計	1,642	1,187	513	1,371	106	839
合計		1,697	1,256	552	1,418	107	876

注1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であつて、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成18年度から引き続き休止状態にある施設及び平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表VI-9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3）}

（平成19年4月1日～平成19年6月30日）

水質基準対象施設	平成19年3月31日現在の未報告事業場数 ^{注2）注4）}		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況 ^{注5）注6）}			
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	2	2	0	0	0
カーボト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	2	2	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カゴラカムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジオキシンがイソットの製造の用に供するコロ化誘導体分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	29	20	11	25	1	12
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	1	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	1	0	0
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	5	1	0	3	0	3
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	1	1	2	0	0
合計	38	26	16	32	1	15

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であつて、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5）「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間になされた報告。

注6）「休止」とは、平成18年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表Ⅵ-10 (7) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別—都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小 計						合計					
	平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道	35	21	16	36		4	35	21	16	36		4
青森県	22	3	1	22		2	22	3	1	22		2
岩手県	17	9	4	17	3	2	17	9	4	17	3	2
宮城県	12	9	6	12		3	12	9	6	12		3
秋田県	7			7			7			7		
山形県	9			8	1		9			8	1	
福島県	16	6	6	16			16	6	6	16		
茨城県	72	13	7	72		6	72	13	7	72		6
栃木県	35	46	7	37	2	35	36	47	8	38	2	35
群馬県	20	8	3	20		5	20	12	3	20		9
埼玉県	54	37	18	56	3	14	56	43	21	58	3	17
千葉県	92	61	10	86	14	43	92	61	10	86	14	43
東京都	39	59	19	41	1	37	39	59	19	41	1	37
神奈川県	29	12	9	29		3	29	12	9	29		3
新潟県	20	77	65	20	4	8	21	78	66	21	4	8
富山県	3	3	3	3			3	3	3	3		
石川県	7	25	16	7		9	7	25	16	7		9
福井県	23	2	2	23			23	2	2	23		
山梨県	17	2	1	18			17	3	1	18		1
長野県	27	6				33	27	7				34
岐阜県	43	35	25	43		10	44	35	25	44		10
静岡県	52	44	16	51	5	24	54	58	23	53	5	31
愛知県	32	4	1	32	1	2	37	6	2	37	1	3
三重県	33	51	22	39	3	20	36	67	38	42	3	20
滋賀県	39	16	10	32	3	10	39	16	10	32	3	10
京都府	12			12			12			12		
大阪府	37	3		37		3	40	4	1	40		3
兵庫県	37	24	2	34	10	15	37	24	2	34	10	15
奈良県	47	41				88	47	41				88
和歌山県	51	17	15	39	14		51	17	15	39	14	
鳥取県	6	11	9	6		2	6	11	9	6		2
島根県	13	24	22	14		1	14	24	22	15		1
岡山県	18					18	18					18
広島県	26	21	16	24	3	4	26	21	16	24	3	4
山口県	42	1	1	42			48	1	1	48		
徳島県	27	30	19	27	2	9	27	30	19	27	2	9
香川県	20	17	11	20	1	5	20	17	11	20	1	5
愛媛県	25	51	15	21	5	35	25	51	15	21	5	35
高知県	35	31	1	35	4	26	35	31	1	35	4	26
福岡県	31	118	8			141	31	118	8			141
佐賀県	20	14	7	17	3	7	20	14	7	17	3	7
長崎県	35	2		35		2	35	2		35		2
熊本県	27	2	2	27			27	2	2	27		
大分県	14	5				19	14	5				19
宮崎県	2	3	2	2		1	2	3	2	2		1
鹿児島県	7	25	17	12		3	7	25	17	12		3
沖縄県	16	3		16		3	16	3		16		3
札幌市												
仙台市		3	2		1			3	2		1	
さいたま市	8	2	1	8		1	8	2	1	8		1
千葉市	8	8	2			14	8	8	2			14
横浜市	43	5		43		5	43	5		43		5
川崎市	1	2			1	1	1	2			1	1
新潟市	5	34	33	5		1	5	34	33	5		1
静岡市	8	20				28	8	20				28
浜松市	20	4		20		4	21	4		21		4
名古屋市	9	10		9	2	8	10	10		9	3	8
京都市	34	2	2			34	37	2	2			37
大阪市	6	3				9	6	3				9
堺市	9	7				16	9	7				16
神戸市	6	1				7	6	1				7
広島市	4	16	16	4			4	16	16	4		
北九州市	8	6	3	11			10	6	3	13		
福岡市	1					1	1					1
函館市	2	1		2			2	1		2		
旭川市		1	1					1	1			
青森市	3	2	2	3			3	2	2	3		
秋田市	2			2			2			2		
郡山市	6			5	1		6			5	1	
いわき市	1	3		1		3	1	3		1		3
宇都宮市	3					3	3					3
川崎市												
船橋市	1	2				2	1	2				2
横須賀市		5	5					5	5			
相模原市	3	3	1	3		2	3	3	1	3		2
富山市	2	11	6	2		5	5	16	6	5		10
金沢市	2	1		2		1	2	1		2		1
長野市	6	1	1	5	1		6	1	1	5	1	
岐阜市	5					5	5					5
豊橋市												
岡崎市	5			5			5			5		
豊田市	3			1	2		3			1	2	
高槻市												
東大阪市	2	1				3	2	1				3
姫路市	5	3	1	4	1	2	5	11	1	4	1	10
奈良市	14	2	2	14			15	2	2	15		
和歌山市	31	1		24	7	1	31	1		24	7	1
岡山市	7	8	7	7		1	7	8	7	7		1
倉敷市	10	1	1	10			11	9	9	11		
福山市	12	8	5		1	14	15	8	5		1	17
下関市	1			1			2			2		
高松市	1					1	1					1
松山市	3			3			3			3		
高知市	6	3	1	5	2	1	6	3	1	5	2	1
長崎市	14			9	5		14			9	5	
熊本市	5					5	5					5
大分市	3	8		3		8	3	8		3		8
宮崎市	2	3	3	2			2	3	3	2		
鹿児島市	9	4	4	9			10	4	4	10		
合計	1642	1187	513	1371	106	839	1697	1256	552	1418	107	876

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表Ⅵ-11(2) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設					フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					下水道終末処理施設							
	平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況			平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況			平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況					
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		1
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		1
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		1
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		1
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		1
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	5	1	0	3	0	3

注) 表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表Ⅵ-11(3) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一都道府県・政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1					
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							1	1				
茨城県							2	2	1	2		1
栃木県	1			1			4		4			
群馬県							1	1	1			1
埼玉県							1		1			
千葉県							1	2	2			1
東京都							1			1		
神奈川県							2	6	6	2		
新潟県	1		1									
富山県												
石川県												
福井県							1		1			
山梨県												
長野県												
岐阜県							3		3			
静岡県							4	5	4			5
愛知県							4		4			
三重県							1	1	1			1
滋賀県												
京都府							2		2			
大阪府								2	2			
兵庫県												
奈良県							1					1
和歌山県												
鳥取県							1		1			
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県							1					1
徳島県												
香川県							1	1				
愛媛県												
高知県												
福岡県								3	1	1		1
佐賀県							1					
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市								1	1			
静岡市							3					3
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市							2		2			
秋田市							1		1			
郡山市	1			1								
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
富山市							1		1			
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	1	1	2	0	0	38	26	16	32		15

注) 表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。